

厚生労働省発雇均0825第2号

令和5年8月25日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

(別紙)

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 勤労者財産形成促進法施行規則の一部改正

一 金融機関等は、勤労者財産形成貯蓄契約を締結した勤労者に対し、毎年、定期に、当該勤労者に係る当該契約に基づく預貯金等の額又は保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額を電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を交付する方法により提供できるものとする。 （第一条の二の三第一項第二

号関係）

二 登録福利厚生会社に出資する利害関係人は、電磁的記録をもって作成された財務諸表等を電磁的記録媒体を交付する方法により提供することを請求できるものとする。 （第二十四条の八第二項第四号

口関係）

第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。 （附則関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。